

## 東村山市庁舎等への飲料水等自動販売機設置事業者選定に係る 公募型プロポーザル（書類選考型）実施要領

### 第1 概要

- (1) 件名 東村山市庁舎等への飲料水等自動販売機設置事業者選定
- (2) 目的 東村山市（以下市という。）では、市有財産の有効活用を図るとともに、施設利用者の利便性向上を目的として、飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」いう。）を設置する。
- (3) 業務内容 東村山市本庁舎といきいきプラザ内に自動販売機等を設置する。  
最低貸付価格及び自動販売機の内訳は以下のとおりとする。

施設名	所在	貸付面積 m <sup>2</sup>	最低貸付料 (3年間総額)
本庁舎 (1カ所)	東村山市本町 1丁目2番地3	1.44 m <sup>2</sup>	47,376 円
いきいきプラザ (4カ所)	東村山市本町 1丁目2番地3	6.55 m <sup>2</sup> (4カ所計)	501,156 円
最低貸付料 合計 (3年間総額)			548,532 円

※設置場所の詳細は別紙図面のとおり。

- (4) 設置期間 令和3年4月1日（木）～令和6年3月31日（日）3カ年度
- (5) 設置方法 地方自治法（平成22年法律第67号）第238条の4第2項第4号及び東村山市公有財産規則（昭和42年3月31日規則第13号）第23条の規定に基づく行政財産の貸付として、市と設置者との賃貸借契約を締結する。

### 第2 実施形式

公募型プロポーザル方式（書類選考型）

※企画提案に関するプレゼンテーションは行わない。

### 第3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 東村山市から現に指名停止又は入札参加排除措置を受けている者でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき

更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしたとき等をいう。）にないこと。

- (4) 法令等の規定により販売について許可または許可を要する場合は、当該許可又は許可を受けていること。
- (5) 自動販売機の設置業務（自らが管理、運営するものに限る。）について、過去 2 か年の間に国（公的機関を含む。）又は地方公共団体等と契約実績を有し、かつ、誠実に履行したものの。
- (6) 国税、都税及び市税の滞納がないこと。
- (7) 東村山市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 12 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと。

#### 第 4 応募方法及び参加資格の審査

プロポーザルに応募する事業者は、参加申込書を提出し、参加資格の有無について審査を受けなければならない。

##### (1) 参加申込書受付期間

令和 3 年 1 月 14 日（木）より令和 3 年 1 月 26 日（火）17 時まで  
 ※郵送による提出の場合、令和 3 年 1 月 26 日（火）の消印有効

##### (2) 提出方法

持参又は郵送による

##### (3) 提出書類

No.	提出書類	法人	個人	摘要
1	参加申込書	○	○	
2	誓約書	○	○	
3	法人登記簿（発行後 3 ヶ月以内のもの）	○		履歴事項全部証明書
4	住民票記載事項証明書		○	
5	国税、都税及び市町村税（該当のみ）の未納がないことの証明書（複写可）	○	○	
6	事業概要 （法人）会社概要、直近の財務諸表の写し （個人）創業日、事業内容、実績等が分かるもの	○	○	

※1、2 は市のホームページよりダウンロードして使用すること。

※市が必要と認める場合は、上記以外にも追加資料の提出を求めることがあります。

##### (4) 参加資格結果通知

令和 3 年 2 月 2 日（火）までに電子メールにより通知する。

#### 第 5 質疑応答

質問方法及び回答については、次のとおりとする。なお、質問及び質問に対する回答

は本実施要領の追補とみなす。

- (1) 提出期限  
令和3年1月14日(木)より令和3年1月21日(木)12時まで
- (2) 質問方法  
市ホームページよりダウンロードした「質問書」を「第13 担当部署」へ電子メールで送信すること。(メール送信後、東村山市に確認の電話をいれること。)
- (3) 回答期限  
令和3年1月22日(金)17時まで
- (4) 回答方法  
回答を市ホームページに掲載する。

## 第6 企画提案書等の作成及び提出

参加審査結果により指名を受けた事業者は、次に定めるところにより、企画提案書等を提出しなければならない。

- (1) 提出期限等
  - ① 提出期限：令和3年2月3日(水)より令和3年2月12日(金)17時まで  
※郵送による提出の場合、令和3年2月12日の消印有効
  - ② 提出方法：持参又は郵送による
- (2) 提出書類(企画提案書等)

A4サイズ両面印刷12ページ以内(表紙、目次、貸付料提案書、自動販売機カタログ含まず)に下記内容を記載し作成する。

また、設置する自動販売機のカatalog(設置場所毎に)も提出すること。

**【提出部数】** 原本1部 写し8部(クリップ等により綴じること)

  - ① 環境配慮について
    - ・本件におけるプラスチック削減の取り組み等について
  - ② 自動販売機の機能について
    - ・今回採用する自動販売機の付加機能(災害支援機能・その他機能)の具体的な特徴について
  - ③ 次世代自動販売機に関する提案
    - ・電子マネーや携帯電話アプリなどのキャッシュレス機能等について
  - ④ 自動販売機のデザインについて
    - ・ユニバーサルデザインに対する配慮について
  - ⑤ 管理体制について
    - ・故障時の対応、苦情への対応、補充・回収等の商品管理体制などについて
  - ⑥ 商品の販売価格について
    - ・希望小売価格に対する販売予定価格
  - ⑦ 貸付料に関する提案
    - ・3年総額及び内訳(施設ごとの額)

## 第7 審査方法及び審査基準

### (1) 審査方法

審査は、「東村山市庁舎等への飲料水等自動販売機設置事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要領」（以下「委員会」という。）において定める「東村山市庁舎等への飲料水等自動販売機設置事業の選定に係る公募型プロポーザル審査基準書」に基づき審査する。

### (2) 審査結果の通知・公表

審査結果については令和3年3月5日（金）まで企画提案書提出者へ通知する他、東村山市ホームページにおいて公表する。公表については、優先交渉権者及び次順位の事業者名のみを公表し、評価点等は公表しないこととする。

### (3) その他

企画提案書を提出したものが1社の場合でも、企画提案書の審査を実施する。ただし、提出された企画提案書を審査した結果、いずれの提案も本実施要領で示した内容を満たしていない場合は、事業者の選定を行わないことがある。なお、審査の経過に関する問い合わせには応じない。

## 第8 契約等

### (1) 契約締結前の詳細協議

優先交渉権者は、企画提案書の内容等に基づき、随意契約に向けた諸条件について優先交渉権者が行った提案の範囲内で東村山市と詳細協議する（詳細協議の費用は優先交渉権者の負担とする）。また、優先交渉権者は市との詳細協議が整い次第、本結果を反映した見積書を東村山市に提出するものとする。

### (2) 契約締結

前項の協議が整い次第速やかに、設置事業者となった者は、市の指定する貸付申請書を提出し市と賃貸借契約を締結する。ただし、契約締結までの間に、優先交渉権者が本実施要領の参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。

なお、協議が整わない場合、市は次順位の者と協議の上契約を締結する場合がある。

### (3) 費用負担

自動販売機の設置（電気、配線等）維持管理及び撤去に係る費用及び光熱水費（電気使用料等）は設置事業者が負担する。なお、本庁舎に設置する自動販売機の光熱水費（電気使用料等）は、設置者が自ら設置した子メーター（計量法に基づく検査に合格した者）により計測した使用量等に基づき計算した額とする。

### (4) 契約保証金

契約保証金は免除する。

## 第9 スケジュール

事項	期間または期日等
実施要領の広告	令和3年1月14日(木)
参加申込受付期間	令和3年1月14日(木)～1月26日(火)17時まで ※郵送提出の場合締め切り日の消印有効
質問受付期間	令和3年1月14日(木)～1月21日(木)12時まで
質問回答	令和3年1月22日(金)17時までに市ホームページに掲載
参加資格審査結果通知	令和3年2月2日(火)17時までにメールで通知
企画提案書等提出期間	令和3年2月3日(水)～2月12日(金)17時まで ※郵送提出の場合締め切り日の消印有効
結果通知	令和3年3月5日(金)までに通知

## 第10 参加の辞退

参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに「第13 担当部署」に電話連絡のうえ、社名(社印の押印)、代表者名(代表印の押印)、担当者名を明記した辞退届(任意書式)を「第13 担当部署」に持参又は郵送すること。なお、参加辞退届は東村山市総務部長宛とすること。

## 第11 情報公開

提出された企画提案書等の書類は、法人・個人の著作物であっても「東村山市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となる。情報公開請求があった場合は、同条例第6条各号に定める非公開情報(個人情報や、公開すると法人等の正当な利益を害するおそれがある情報など)が記載されている部分を除き、原則公開となる。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の公開とする。

※ 著作権法第42条の2(行政機関情報公開法等による開示のための利用)により、東村山市が情報公開条例に基づく公開に用いる目的であれば、著作物の利用が認められている。

※ 未公表の著作物(東村山市と契約締結した事業者の企画提案書は除く)について著作者から公開に同意しない旨の申出があった時は、情報公開請求があっても原則非公開となる。

## 第12 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出された書類等については、理由の如何にかかわらず返却しない。
- (3) 次に掲げるいずれかに該当する場合、その提案を失格とする。
  - ① 提案書の提出先、提出場所、提出期日、必要書類、書類内容が実施要領等に表示された要件に適合しないもの
  - ② 参考見積額が最低貸付料に満たない場合(施設ごとに定められた最低貸付料に満たないものがある場合)

- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、その提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルは受託候補事業者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (7) 企画提案書の著作権は、提案書を提出した参加者に帰属する。情報公開については「第11 情報公開」による。
- (8) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。
- (9) 契約締結後においても、受託者がこのプロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合或いはこのプロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。

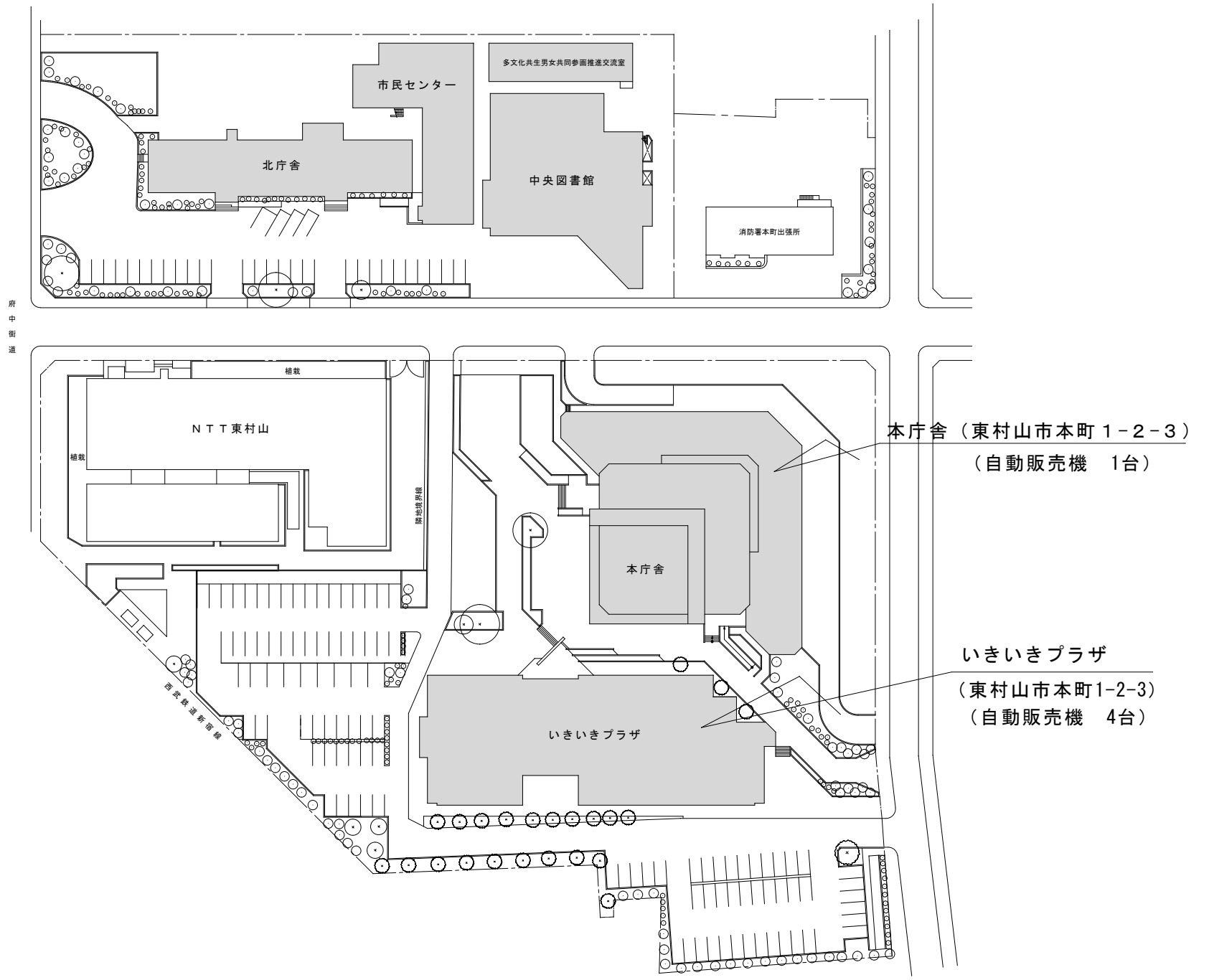
第13 担当部署（書類提出先）

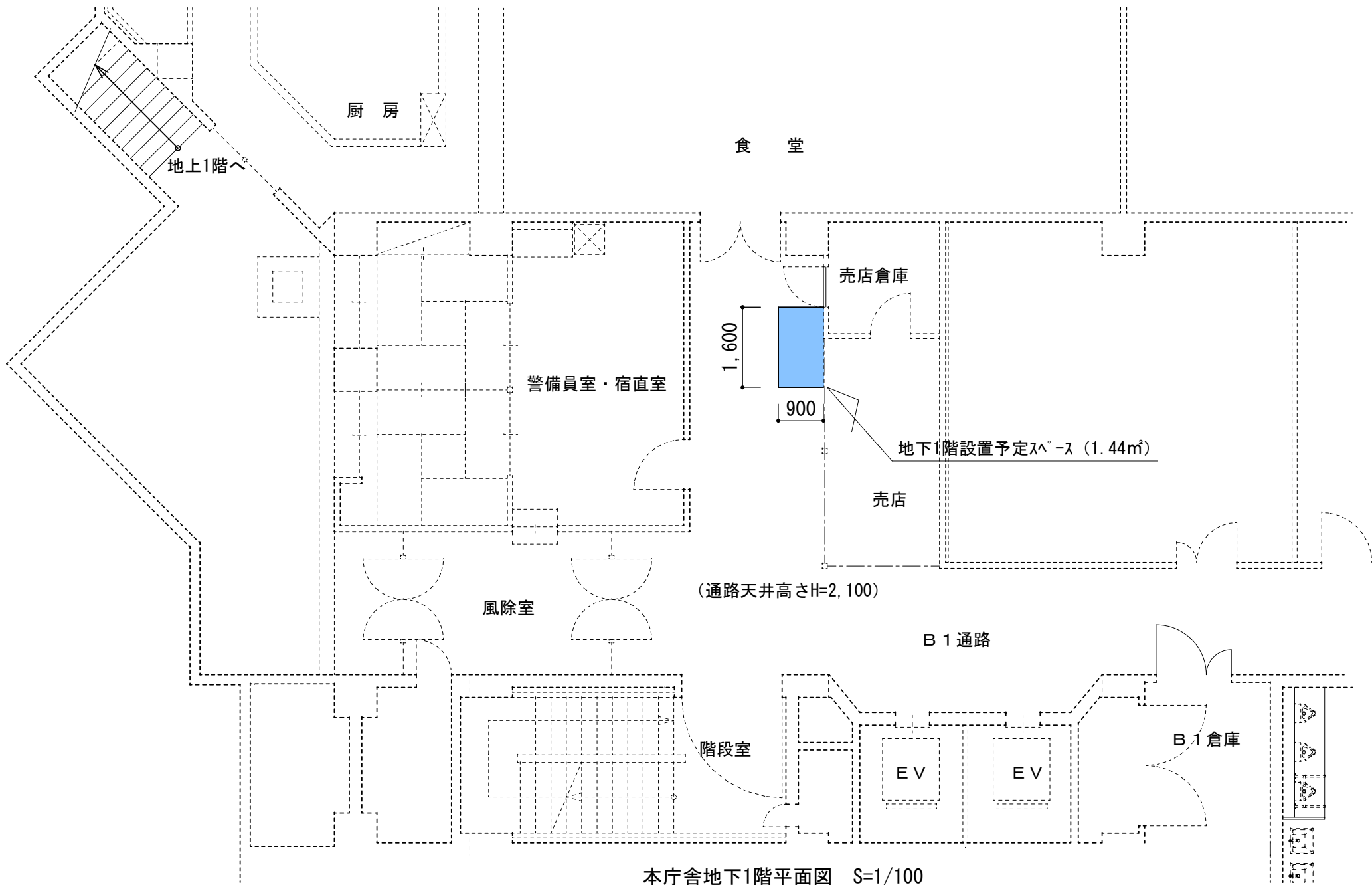
東村山市 総務部 総務課 庁舎管理係

電 話：042-393-5111(代表) ※内線：2315

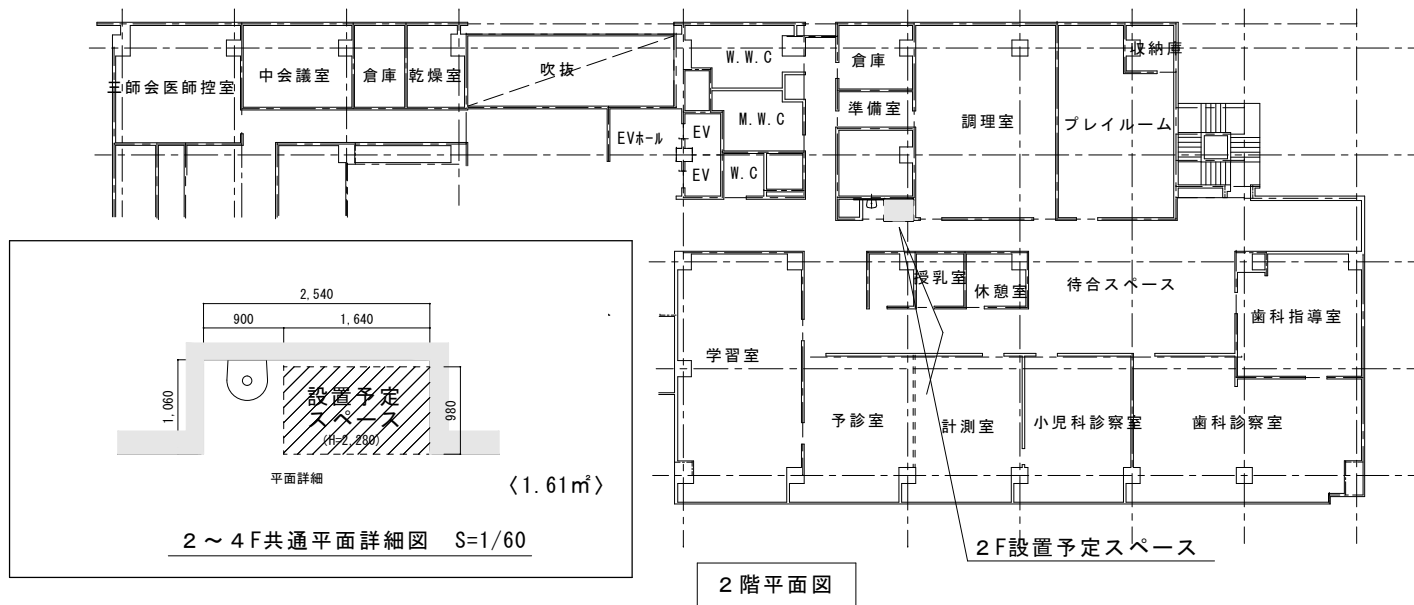
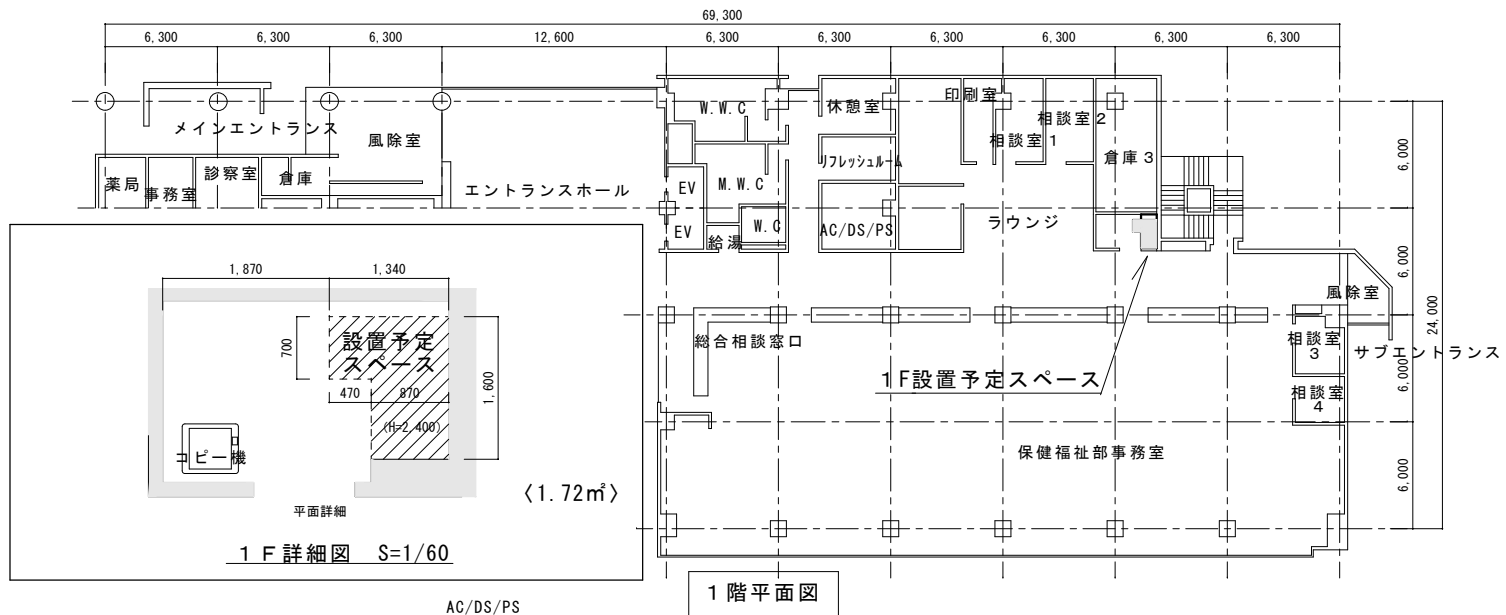
F A X：042-393-6846

メール：soumu@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp



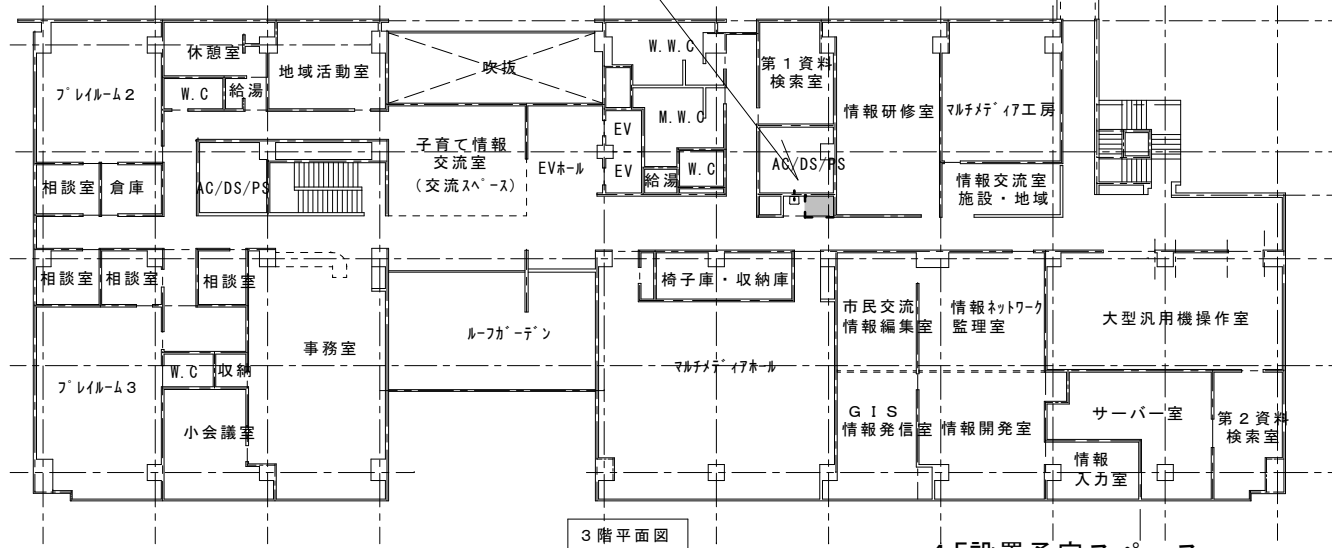






本庁舎 3階

3F設置予定スペース



4F設置予定スペース

